

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年6月3日	株式会社ケイ・ツーネット ワーク(法人番号 7122001025809)代表者 栗 野 兼信	大阪府東大阪市新庄 西6-18	東大阪	大阪府東大阪市新庄 西6-18	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和5年11月7日及び同年11月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(4)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	2	2
令和6年6月4日	兵庫県土木運輸企業組合 (法人番号2140005003734) 代表者 今村 信義	兵庫県神戸市中央区 多聞通3-3-4	北播	兵庫県西脇市下戸田 657-10	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和5年9月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	5	5
令和6年6月4日	福間運輸株式会社(法人番 号9120001152761)代表者 福間 伸一	大阪府四條畷市砂3丁 目3番30号	本社	大阪府四條畷市砂3丁 目3番30号	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物運送事業法第17条 第1項第1号	令和5年11月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年6月4日	有限会社明洋運送(法人番号6170002009125)代表者 田嶋 信一	和歌山県田辺市上の山一丁目15-2	本社	和歌山県田辺市上の山一丁目15-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年10月12日及び同年10月13日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和6年6月7日	株式会社讀宣運輸(法人番号6122001005183)代表者 中濱 宏章	大阪府東大阪市西石切町6-5-39	本社	大阪府東大阪市西石切町6-5-39	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物運送事業法第17条第4項	令和5年9月5日及び同年9月13日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記録】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4
令和6年6月7日	株式会社アサヒ(法人番号1120001169012)代表者 松下 幸二	大阪府門真市桑才新町30-13	本社	大阪府門真市桑才新町30-13	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	令和5年9月20日、関係機関からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記録】(安全規則第8条)(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(6)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	3	3
令和6年6月7日	大和通商株式会社(法人番号3120901016699)代表者 栗崎 尚之	大阪府高槻市日向町24-1	高槻	大阪府高槻市日向町24番1号	文書警告	貨物運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年6月7日	株式会社サカイ引越センター (法人番号6120101002720) 代表者 田島 哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	港支社	大阪府大阪市西区川口4丁目9番28号	文書警告	貨物運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年6月7日	株式会社トミナガ(法人番号5150001016562)代表者 富永 武資	奈良県大和郡山市柳町588番地1	本社	奈良県大和郡山市柳町588番地1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物運送事業法第17条第4項	令和5年11月6日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	1	1
令和6年6月7日	FORZA株式会社(法人番号3150001021589)代表者 梅田 哲也	奈良県宇陀市榛原萩原2060番地の1	本社	奈良県大和郡山市矢田山町28番地1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物運送事業法第17条第1項第2号	令和5年10月10日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	8	8
令和6年6月10日	株式会社松村(法人番号6122001021445)代表者 松村 克身	大阪府柏原市旭ヶ丘2-2-7	本社	大阪府柏原市旭ヶ丘2-2-7	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年9月12日、関係機関からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)(7)点呼の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(8)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	4	4
令和6年6月10日	三星運輸株式会社(法人番号4120001014999)代表者 兼光 訓之	大阪府大阪市城東区野江2-17-11	本社	大阪府東大阪市楠根2-1-57	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年6月11日	天野商運株式会社(法人番号7120101033483)代表者 田中 隆徳	大阪府河内長野市天野町798-4	加西	兵庫県加西市常吉町字東畑647番地5	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月6日及び同年10月18日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2
令和6年6月13日	内藤運輸株式会社(法人番号9130001015224)代表者 内藤 晴之	京都府京都市伏見区深草池ノ内町5-23	本社	京都府京田辺市宮津佐牙垣内82	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年9月14日及び同年10月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3
令和6年6月21日	株式会社トーカイロジック(法人番号3130001010825)代表者 多喜端 康弘	京都府京都市山科区勤修寺南大日31番地	福知山	京都府福知山市長田野町二丁目39番5	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年11月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	14	14

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年6月25日	有限会社グッド・アース(法人番号1120902014159)代表者 藤原 翔	大阪府高槻市西面南2丁目6番12号	本社	大阪府高槻市西面南2丁目6番12号	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)(7)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	8	8
令和6年6月25日	株式会社日東フルライン(法人番号4120001113504)代表者 井の下 泰弘	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	京都	京都府長岡京市馬場餅田7番地	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2